

## 2023年度 学納金の納付について

## 1. 学納金の金額と内訳

- ① **授業料等（授業料＋教育充実費）**… 就学支援金・支援補助金・専攻科授業料支援金対象  
国の就学支援金、大阪府支援補助金、専攻科支援金の受給対象となる場合、家庭の課税状況等により負担額が異なります。

	1期	2期	3期	4期	合計
1・2・3年 普通科・看護科	150,000円 (142,500+7,500)	150,000円 (142,500+7,500)	150,000円 (142,500+7,500)	150,000円 (142,500+7,500)	600,000円 (570,000+30,000)
4・5年 看護専攻科	225,000円	225,000円	225,000円	225,000円	900,000円

- ② **年間諸費用**…就学支援金・支援補助金・専攻科授業料支援金対象外  
業者等への支払いのために、お預かりする授業料以外の費用です。

## ◆ 普通科 教育探究コース

		教材費	校外 学習費	学習 合宿費	卒業時 諸費	旅行 積立金	PTA 会費	生徒 会費	スクール ランチ費	年度合計
1年	前期	31,000	10,000	20,000	-	90,000	10,000	3,000	10,000	174,000
	後期	-	-	-	-	100,000	-	-	-	100,000
2年	前期	28,000	10,000	-	-	100,000	10,000	3,000	-	151,000
	後期	-	-	-	-	100,000	-	-	-	100,000
3年		28,000	10,000	-	40,000	-	10,000	3,000	-	91,000

## ◆ 普通科 幼児教育コース

		教材費	校外 学習費	卒業時 諸費	旅行 積立金	PTA 会費	生徒 会費	スクール ランチ費	年度合計
1年		21,000	10,000	-	65,000	10,000	3,000	10,000	119,000
2年		21,000	10,000	-	65,000	10,000	3,000	-	109,000
3年		21,000	10,000	40,000	-	10,000	3,000	-	84,000

### ◆ 普通科 進学総合コース

	教材費	校外 学習費	卒業時 諸費	旅行 積立金	PTA 会費	生徒 会費	スクール ランチ費	年度合計
1年	18,000	10,000	－	65,000	10,000	3,000	10,000	116,000
2年	18,000	10,000	－	65,000	10,000	3,000	－	106,000
3年	18,000	10,000	40,000	－	10,000	3,000	－	81,000

### ◆ 看護科

	教材費	校外 学習費	看護実 習費用	卒業時 諸費	旅行 積立金	PTA 会費	生徒 会費	スクール ランチ費	年度合計	
1年	前期	44,000	10,000	30,000	－	65,000	10,000	3,000	10,000	172,000
	後期	123,000	－	－	－	－	－	－	－	123,000
2年	44,000	10,000	30,000	－	65,000	10,000	3,000	－	162,000	
3年	44,000	10,000	30,000	40,000	－	10,000	3,000	－	137,000	

### ◆ 看護専攻科

	教材費	学習 合宿費	卒業時 諸費	旅行 積立金	保護者 会費	自治会費	年度合計
4年	150,000	－	－	28,000	10,000	3,000	191,000
5年	100,000	30,000	23,000	10,000	10,000	3,000	176,000

#### ※ 年間諸費用の注意事項（普通科・看護科・看護専攻科共通）

- ・ 上記表の額は、2023年度の各学年、各コースのものであります。
- ・ 看護科1年および教育探究コース1・2年のみ前後期分納・他の科コースは前期にて一括納付していただきます。
- ・ 各学年・コース等において、入学手続案内書または看護専攻科の「進級の手引」に記載の額から変更になっているものがあります。
- ・ 残金は原則毎年度末に次の学年に繰り越します（一部年度内に返金する場合があります）。
- ・ 普通科は卒業時点で、看護科・看護専攻科は修了時点で残金が生じた場合、授業料等自動払込（引落）としてご登録いただいている「生徒名義のゆうちょ銀行口座」へ卒業（修了）後5月頃に返金します。やむを得ず不足額が生じた場合は追加分をお支払いいただきます。
- ・ 国の就学支援金、大阪府支援補助金、専攻科支援金の対象ではありませんので、所得や居住地にかかわらず生徒・保護者の全額自己負担となります。
- ・ 1～3年間で、または4～5年間で兄弟姉妹がいる場合、所定の方法（HP等でご案内予定）にて届出していただくことでPTA会費または保護者会費が半額となります。

#### ③ その他の費用（対象者のみ）

- ・ スクールバス利用料等、一部対象者に対してのみ必要となる費用については別途ご納付いただきます。

## 2. 納付方法・納付日について

下記納付日に「生徒名義のゆうちょ銀行口座」から自動払込（引落）にてご納付いただきます。

	年間諸費用 前期	授業料等 1期	授業料等 2期	年間諸費用 後期	授業料等 3期	授業料等 4期	授業料等 精算
納付日 (予定)	<a href="#">4/27</a>	4/28	7/12	<a href="#">8/7</a>	10/12	12/12	1/12

※ 振込および現金でのご納付はご遠慮いただいております。

※ スクールバス利用料、専攻科再試験料等は、上記とは別途請求します。

## 3. 納付に関する通知について

※ 学納金に関するお知らせは、すべて「[さくら連絡網](#)」および「[LeySer plus 学費サイト](#)」にてご案内します。紙書類による郵送通知等はいませんので必ず閲覧できる状態にしておいてください。個人の「学費サイト」へスマートフォン等からログインすると、インターネット上でいつでも年間の学納金額や各期自動払込日、精算額などの情報を確認できます。

※ 新1年生については、4月上旬の入学前三者面談時に「学費サイト」のログイン情報（利用者IDとパスワード）をご案内する予定です。

※ 新2～5年生で、学費サイトへのアクセスでお困りのことがありましたら、事務室会計課(0721-26-7736)までお問合せ下さい。

学費サイト



<https://www.leyserplus.jp/gakuhi/>

#### 4. 1-3 年生（普通科・看護科）授業料等額と具体的な請求額および精算について

##### ① 請求額および精算の考え方

	1 期	2 期	3 期	4 期	精算	年計
ご請求額	仮の額	仮の額	仮の額	仮の額	追徴返金	年間総負担額

- ・本校では、国の就学支援金、大阪府の支援補助金の額を「仮計算」し、あらかじめ授業料等から減額して請求する独自の制度を設け、保護者の経済的負担を軽減する措置をとっています。
- ・1 期～4 期は「仮の授業料等額」をご納付いただき、国の就学支援金と大阪府の支援補助金を申請し、正式な受給額が決定したのち、1 期～4 期にご納付いただいた「仮の授業料等額」を精算します。精算の結果、「仮の授業料等額」では足りない場合は追徴、過納となっている場合は返金します。
- ・普通科・看護科の府の支援補助金は毎年 10 月 1 日に大阪府に在住し、かつ本校に在籍していることが条件となっています。4 月 1 日～9 月 30 日までに転退学等した場合は大阪府支援補助金を受給できませんので、その金額分を遡って負担していただきます。ご注意ください。

##### ② 年収めやす別 授業料等年間負担額一覧表

モデル世帯の年収めやす	判定額※1	扶養子人数	就学支援金(国)	支援補助金(府)	大阪府在住者		他府県在住者	
					ランク	年間負担額	ランク	年間負担額
約 590 万円未満	154,500 円未満	不問	396,000 円	204,000 円	府 23AA	0 円	県 23AN	204,000 円
約 800 万円未満	251,100 円未満	3 人	118,800 円	481,200 円	府 23BB3	0 円	県 23BN	481,200 円
		2 人		381,200 円	府 23BB2	100,000 円	県 23BN	
		1 人		281,200 円	府 23BB1	200,000 円	県 23BN	
約 910 万円未満	304,200 円未満	3 人		381,200 円	府 23CC2	100,000 円	県 23CN	
		2 人		181,200 円	府 23CC1	300,000 円	県 23CN	
		1 人		0 円	府 23CF	481,200 円	県 23CN	
約 910 万円以上	304,200 円以上	不問	0 円	0 円	府 23XX	600,000 円	県 23XN	600,000 円
申請しない		不問	0 円	0 円	府 23NN	600,000 円	県 23NN	600,000 円

※ モデル世帯とは、4 人世帯（父母どちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人）の場合です。年収はあくまで目安です。

※ 判定額※1 = 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算）

※ 上記表の「ランク」は 2023 年度入学生または 2023 年度専攻科進級生のものです。例えば、2022 年度入学生または 2022 年度専攻科進級生は「23」の部分が「22」となります。

## 5. 4-5 年生（看護専攻科）授業料等額と具体的な請求額および精算について

### ① 請求額および精算の考え方

看護専攻科については、1期・2期は定価額（90万円の1/4）をご納付いただき、専攻科支援金の受給額決定額に基づき、3・4期にて精算いたします。

	1期	2期	3期	4期	年計
ご請求額	225,000円	225,000円	専攻科支援金と相殺した額	専攻科支援金と相殺した額	年間総負担額

### ② 年収めやす別 授業料等年間負担額一覧表

モデル世帯の年収めやす	判定額※1	扶養子人数	専攻科支援金	ランク	年間負担額
約270万円未満	100円未満	不問	427,200円	専23K1	472,800円
約380万円未満	51,300円未満	不問	213,600円	専23K2	686,400円
約380万円以上	51,300円以上	不問	0円	専23X	900,000円
申請しない		不問	0円	専23N	900,000円

※ モデル世帯とは、4人世帯（父母どちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人）の場合です。年収はあくまで目安です。

※ 判定額※1 = 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除額（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算）

※ 上記表の「ランク」は2023年度入学生または2023年度専攻科進級生のものであります。例えば、2022年度入学生または2022年度専攻科進級生は「23」の部分が「22」となります。

## 6. 奨学金など学費に関する制度について

### ◆「給付型」

	国の就学支援金	府の支援補助金	専攻科支援金	奨学のための給付金
申請者	生徒本人	生徒本人	生徒本人	保護者
対象学年	1・2・3年	1・2・3年	4・5年（専攻科のみ）	1・2・3・4・5年
提出時期	毎年7月 ※1年は4月も	毎年7月	毎年7月 ※4年は4月も	毎年7月
対象要件	年収約910万円未満	年収約800万円未満	年収約380万円未満	非課税・生活保護世帯
金額	0～約40万円	0～約40万円	0～約40万円	0～約15万円
主な特徴	授業料と相殺	授業料と相殺	授業料と相殺(3期・4期)	年間諸費用負担軽減

※ 給付型の上記制度については、申請書提出の時期が近づいてきたら、さくら連絡網やホームページなどで学校から連絡します

### ◆「貸付型」※要返済

	大阪府育英会	国の教育ローン	金融機関等
申請者	生徒本人	保護者	保護者
対象学年	1・2・3・4・5年	1・2・3・4・5年	1・2・3・4・5年
提出時期	毎年4月	随時	随時
対象要件	年収約1000万円以下	年収約1000万円以下	金融機関により異なります。 条件によっては国の教育ローンより低い金利で貸し付けを受けられる場合があるかもしれません。
金額	授業料実質負担額+10万円	上限350万円（条件あり）	
主な特徴	無利子 保護者大阪府在住	保護者が利用できるものの中では比較的 low金利	

※ 大阪府育英会については、申請書提出の時期が近づいてきたら、さくら連絡網やホームページなどで学校から連絡します。

※ 国の教育ローンについては、日本政策金融公庫のサイト等をご覧ください。

※ 大学、専門学校等に進学する場合に利用可能な「日本学生支援機構（JASSO）」の奨学金は、3年生の4月ごろに進学指導の一環として案内予定です。

## 7. その他（注意事項等）

- ※ 所得（課税）情報の変化、引っ越し、親権者の人数、兄弟姉妹の状況等に変更があると、請求額と本来の負担額に差異が生じる場合があります。その場合 4 期以降（1 月予定）にて精算させていただきます。
- ※ 保護者の疾病、負傷等により 90 日以上就労が困難となる、または個人の責めに帰すべき理由に寄らない離職等により家計状況が急変した場合、就学支援金（家計急変）制度等により、学費の負担を軽減できる場合があります。そのような事態になった場合は、事務室会計課までご相談ください。
- ※ 下記事情が生じた場合、精算額に影響が出る場合があります。すぐに会計課にご連絡ください。連絡なき場合、不正受給となり、次年度に年度分の返還を求められることとなります。くれぐれもご注意ください。
  - ・ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合
  - ・ 離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
  - ・ 生活保護法に基づく保護を受けることになった場合
  - ・ 生活保護法に基づく保護が停止された場合
  - ・ 転居した場合